



市長との意見交換会

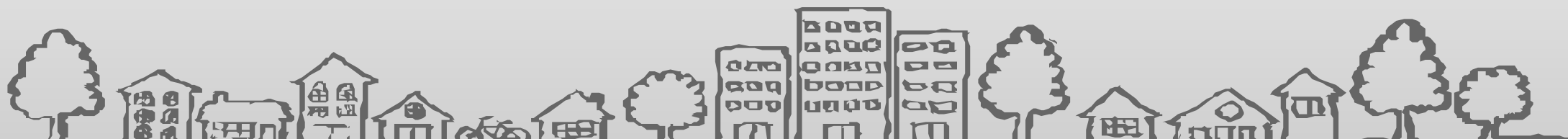


～ 安全に安心して暮らせるまちづくり ～

令和3年11月

高砂市

事務局：総務部危機管理室



見守りカメラ 他市の事例

見守りカメラの設置例

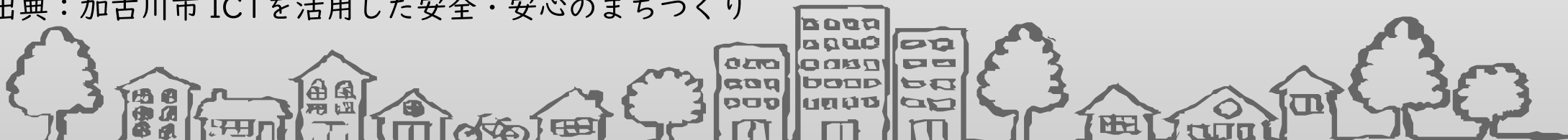


出典：加古川市 ICTを活用した安全・安心のまちづくり

見守りカメラの設置場所例



出典：加古川市ホームページ



見守りカメラ整備事業の検討に至った背景

◆地域を取り巻く環境の変化

(1) 刑法犯認知件数

令和2年 427件（参考：令和元年 413件、平成30年 533件）

・ 空き巣、乗り物盗等 238件、器物損壊等 113件、強制わいせつ等 7件 ほか

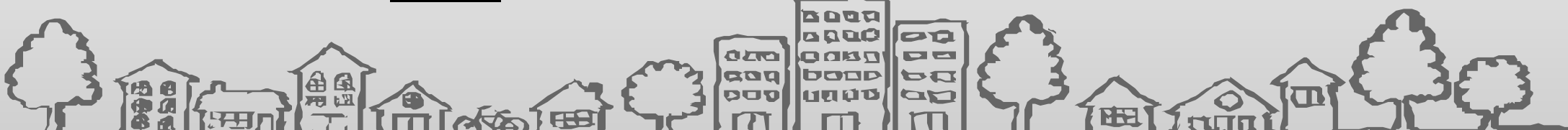
(2) 通学路における不審者情報

・ 過去3年間の不審者情報 122件のうち、87件が通学路で発生している。

※令和3年4～9月の不審者情報 21件のうち18件が通学路で発生している。

(3) 高齢者（65才以上）の迷い人

・ 過去3年間に454人の迷い人が高砂警察署に保護されている。



見守りカメラ整備事業の検討に至った背景

◆地域を取り巻く環境の変化

被疑者特定の端緒 検挙件数（防犯カメラ画像）

高砂警察署	H28	H29	H30	R1
検挙件数	269件	255件	179件	169件
防犯カメラで特定	7件	14件	12件	9件
割合	2.6%	5.4%	6.7%	5.3%

加古川警察署	H28	H29	H30	R1
検挙件数	631件	730件	869件	673件
防犯カメラで特定	23件	65件	97件	100件
割合	3.6%	8.9%	10.8%	14.9%



地域の皆さんによる防犯活動

◆通学路を含む地域の安全・安心を確保するために

(1) 登下校時の見守り活動

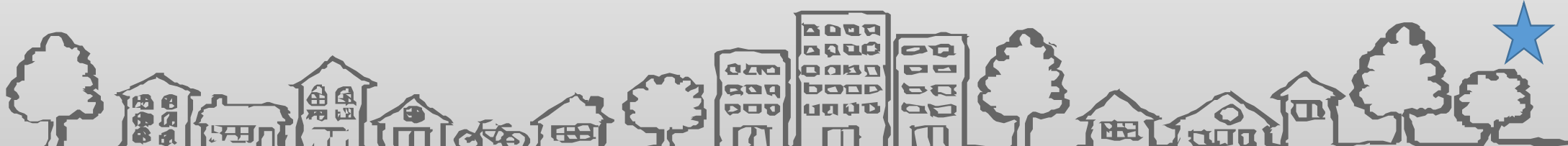
- ・保護者の皆さん、地域のボランティアの皆さんによる見守り活動
- ・学校関係者による見守り活動

(2) 地域防犯パトロール

- ・防犯協会、補導委員の皆さんによる防犯パトロール
- ・防犯グループの皆さんによる防犯パトロール

(3) 地域見守り防犯カメラの設置

- ・自治会等の地域団体による地域見守り防犯カメラの設置（196台）



事業目的

◆市民の皆さんが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 犯罪の抑止

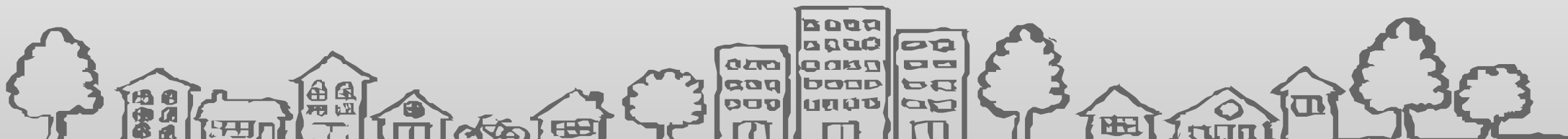
「見守りカメラ」の設置を明示することによって、犯罪抑止につなげます。

(2) 事件等の早期解決

犯罪発生時などには、警察の要請により画像データを提供することで、事件等の早期解決に協力します。

(3) 市民生活の安全の確保

警察による行方不明者の搜索に利用することで市民生活の安全の確保を図ります。



「見守りカメラ」 設置場所

◆小学校の通学路やその他の公共の場所に「見守りカメラ」を設置します。

(1) 設置する場所

- ・ 小学校の通学路
- ・ 学校周辺を中心とした公共の場所など

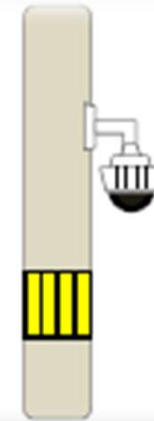
(2) 撮影する場所

- ・ 不特定多数の人が利用する場所



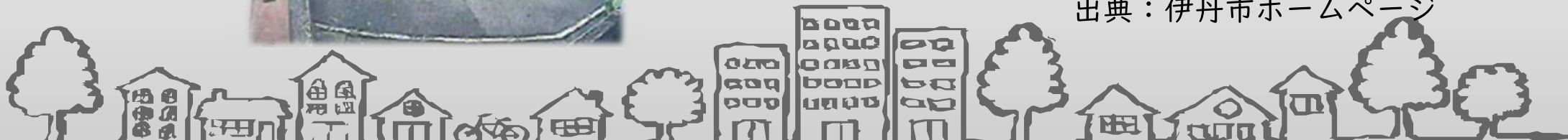
(3) 設置できる場所

- ・ 電力柱など電源を確保できる場所



出典：加古川市ホームページ

出典：伊丹市ホームページ



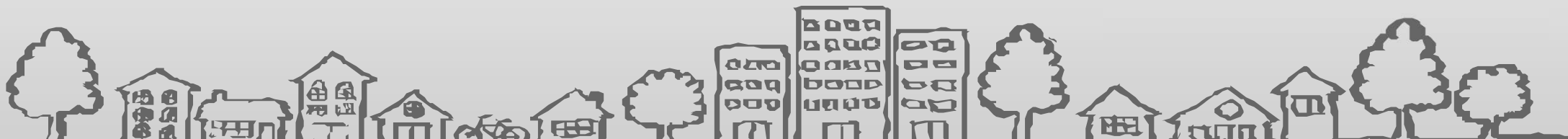
「見守りカメラ」 設置規模

◆他市の設置事例を参考にしながら、
通学路等の安全確保を実現するうえで効果的かつ効率的な設置台数を検討します。

- ・伊丹市：小学校の通学路を中心に850台を設置
※1小学校区50台 × 17小学校区
- ・加古川市：小学校の通学路、学校周辺等に1,475台を設置
※1小学校区50台程度 × 28小学校区

【課題】

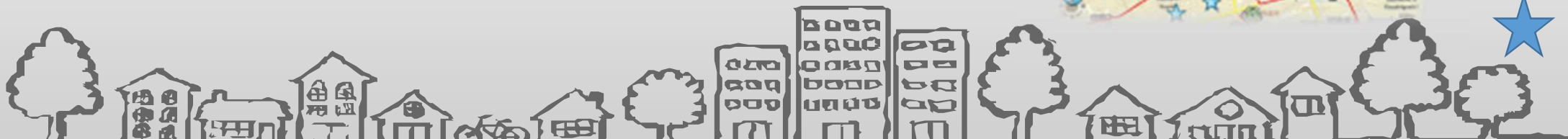
- ・各小学校の通学路の距離、校区面積等が異なります。



「見守りカメラ」 設置規模

◆（案）加古川市・伊丹市を参考にすると市内全体で500台（上限）

- ・ 設置規模
通学路の距離や市内8地区の人口、面積等の地域状況を勘案して設置台数を決定
- ・ 設置場所
市が警察の意見を聞いて作成した設置場所案を基に地域の皆さんと協議して決定
※ 通学路、不審者情報、事件発生箇所など



「見守りカメラ」管理運用

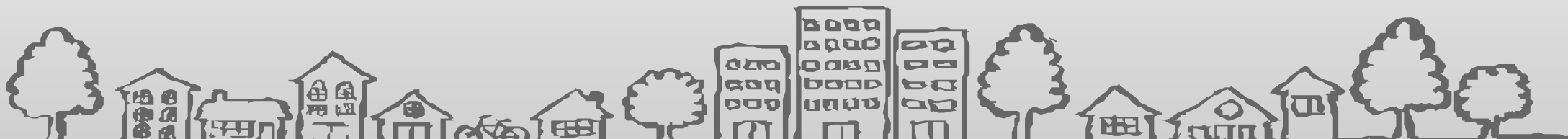
◆見守りカメラの管理運用

(1) プライバシーの保護

- ・ 画像から知り得た情報をみだりに外に漏らし、または不当な目的のため使用しません。
- ・ 画像を取扱う職員が、異動や退職でその職から離れた後も同様とします。

(2) 撮影された画像の取扱い

- ・ 1週間程度カメラに保存され、上書きにより自動的に消去します。
- ・ カメラが盗まれても、家庭用の再生装置やパソコンでは画像を見ることができません。



画像データの外部提供（案）

◆撮影された画像は、次の用途以外の理由で市の外部に提供することはありません。

（１）法令等に定めがあるとき

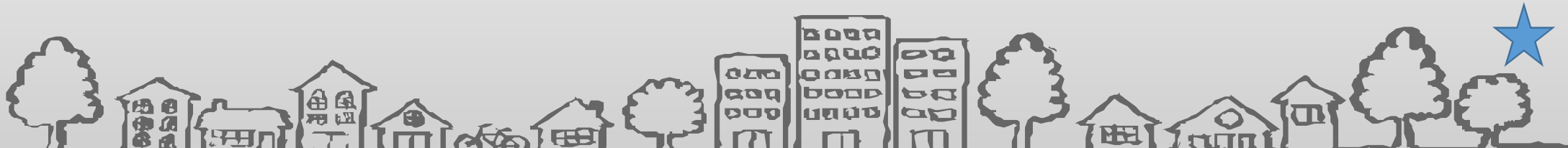
- ・裁判官が発行する令状に基づくとき

（２）個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めるとき

- ・捜査機関による行方不明者の搜索など

（３）捜査機関から犯罪捜査を目的とした要請を受けたとき

- ・刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会書等に回答するとき



検討している「見守りサービス（有料）」の概要

◆子どもや高齢者等の居場所を確認できる見守りサービス

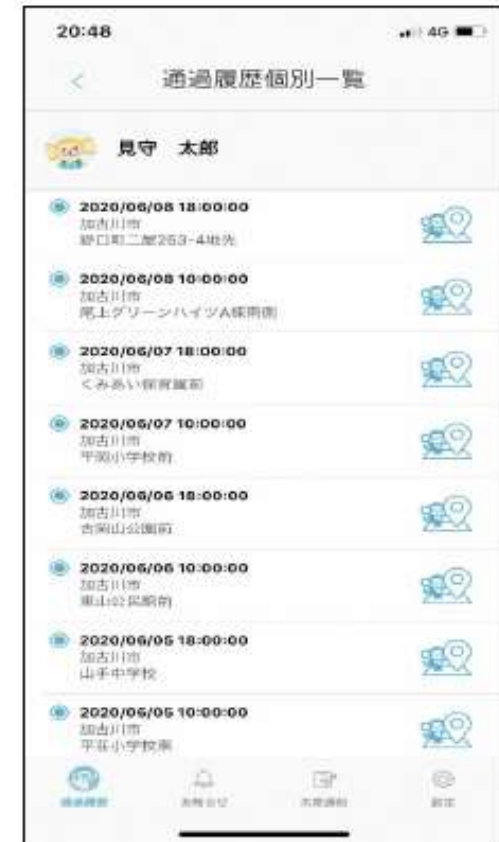
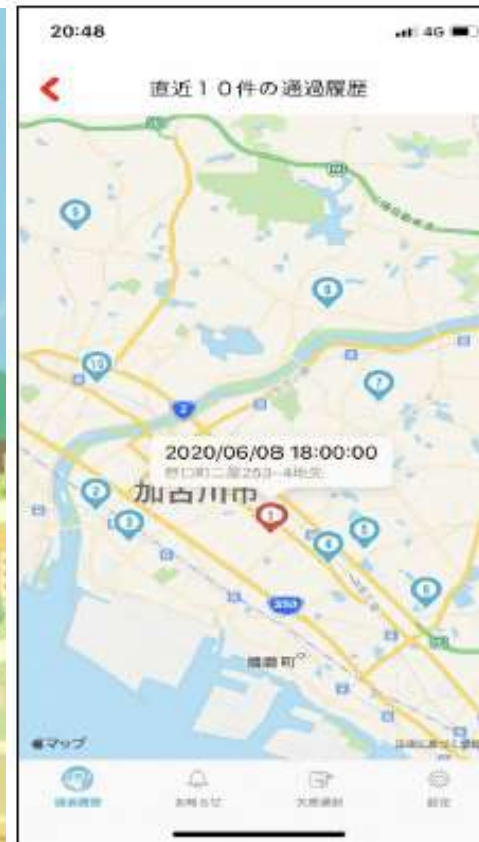
- ・ BLEタグを持ったご家族が、小学校の通学路に設置された見守りカメラ付近を通過すると、アプリ又はメールでご家族の居場所を知ることができます。



出典：加古川市ICTを活用した安全・安心のまちづくり

検討している「見守りサービス（有料）」のイメージ

◆通学路等に設置した見守りカメラがビーコン信号を検知



出典：加古川市ICTを活用した安全・安心のまちづくり（株式会社ミマホルメ提供）

検討している「見守りサービス」の料金比較

		まちなかミマホルメ	みまもりタグ
サービス事業者		株式会社ミマホルメ (阪急阪神東宝グループ)	総合警備保障株式会社
タグのイメージ			
サイズ・重さ		35.0×23.0×6.0mm・約7g	29.0×56.5×11.6mm・約14g
料金	初期登録料・機器料金	初期登録料：2,620円 (税込)	機器料金：2,420円 (税込)
	月額利用料	一括払い：440円/月 (税込) (きょうだい割：2人630円/月、3人目以降無料) 毎月支払い：515円/月 (税込) (きょうだい割：2人735円/月、3人目以降無料)	毎月支払い：220円/月 (税込)

出典：加古川市見守りサービス受付業者比較表（抜粋）



今後のスケジュール

◆令和3年度

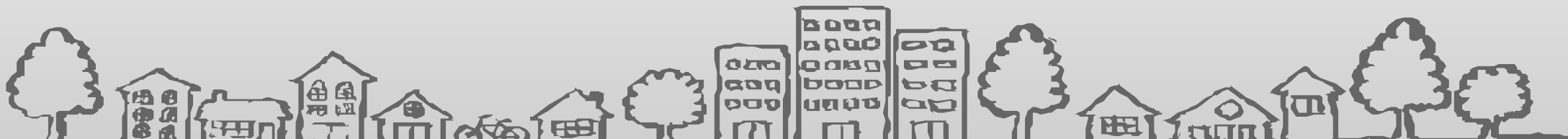
- ・先進自治体事例の調査・研究
- ・市長との意見交換会の開催
- ・市民の皆さんのご意見を伺った上で、市と警察で設置場所（案）を作成

◆令和4年度（予定）

- ・設置場所（案）を連合自治会、PTA等に提示
- ・各地区で設置場所検討会を開催し、設置場所（案）を修正
- ・設置場所を決定し、次年度に向けて予算措置

◆令和5年度～（予定）

- ・「見守りカメラ」の設置工事



市民の皆さんが安全に安心して暮らせるまちづくり

見守りカメラの設置という「ハード事業」だけでは、“本市が目指すまちづくり”は実現できません。

これまで地域の皆さんが主体となった見守り活動や防犯活動などを実施していただいている、人による「ソフト事業」と合わせて実施することで、“市民の皆さんが安全に安心して暮らせるまちづくり”が実現できるものと考えています。

